

「第6期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」に基づく進行管理表
(事業実施予定表)

3 道路、住宅等における防犯への配慮

施策	事業	具体的な取組内容	R7計画	担当課
(1) 道路等における防犯への配慮	ア 道路の歩車道分離、夜間照明確保等	犯罪防止に配慮した道路の普及	●道路整備において、必要に応じて車道と歩行空間の分離や夜間照明の確保等を行う。(道路維持課、道路建設課) ●通学路点検において、歩道と車道の分離や夜間照明の確保など、犯罪の防止に配慮した道路の普及を図る。(生活安全企画課)	道路維持課 道路建設課 生活安全企画課
		道路環境整備の促進	●道路管理者や地域活動団体等と連携して、植栽剪定により周囲からの見通しを確保する。(道路維持課) ●関係機関・団体等と連携し、周囲の見通し確保や街頭防犯カメラの設置を推進する。(生活安全企画課)	道路維持課 生活安全企画課
	イ 公園の夜間照明、見通し確保等	犯罪防止に配慮した公園の普及	●県及び市町村公園担当者に「防犯に関する指針」パンフレットについて情報提供を行う。 ●都市公園指定管理者連絡会議等において、県立公園指定管理者に対して、防犯対策について情報提供・周知を行う。	都市計画課
		公園管理者等への対策	●公園管理者に働きかけ、園内の環境整理及び街頭防犯カメラの設置の促進を図る。	生活安全企画課
	ウ 駐車場・駐輪場の夜間照明、見通し確保等	犯罪防止に配慮した駐車場・駐輪場の普及	●駐車場、駐輪場管理者に対する環境整理及び街頭防犯カメラ設置の促進を図る。	生活安全企画課
	エ 防犯に関する指針の普及	「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、整備等に関する指針」の周知、普及	●防犯指針を県ホームページ等で周知を図る。(環境生活総務課) ●県及び市町村公園担当者に「防犯に関する指針」パンフレットについて情報提供を行う。(都市計画課、生活安全企画課) ●都市公園指定管理者連絡会議等において、県立公園指定管理者に対して、防犯対策について情報提供・周知を行う。(都市計画課)	環境生活総務課 道路維持課 都市計画課 生活安全企画課
(2) 住宅における防犯への配慮	ア 防犯推進住宅の普及	防犯性能の高い住宅の普及	●防犯カメラ、補助錠等の防犯設備の整備促進を図る。	生活安全企画課
		防犯推進住宅制度の周知等	●建築住宅課及び(一財)島根県建築住宅センターホームページにおいて周知を図る。(建築住宅課)	建築住宅課 生活安全企画課
	イ 防犯に関する指針の普及等	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知	●防犯指針を県ホームページ等で周知を図る。(環境生活総務課) ●建築住宅課及び(一財)島根県建築住宅センターホームページにおいて周知を図る。(建築住宅課) ●指針及び「防犯性の高い建物部品」、「住宅性能評価制度」等の周知と利用促進を島根県防犯設備協会と連携して推進する。(生活安全企画課)	環境生活総務課 建築住宅課 生活安全企画課